

日高市子育てファミリーウエルカム事業 補助金に関するQ&A【令和7年度版】

«申請者等に関すること»

Q 1 15歳未満の子どもと同居している世帯が補助対象とありますが、申請の時点で子どもが15歳となった場合は、補助対象となりますか？

A 1 満15歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にあるお子さんと同居している場合について補助対象となります。設問のケースでは、お子さんが15歳となって、最初に迎える3月31日までの申請であれば、補助対象となります。

Q 2 40歳未満の夫婦で、現在は子どもがいませんが、第一子を妊娠中です。対象となりますか。

A 2 母子健康手帳の写しを提出することで補助申請の受付をします。

Q 3 日高市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしましたが、補助対象となりますか？

A 3 宣誓書受領書または宣誓書受領カードの写しを提出することで補助申請の受付をします。

Q 4 補助金交付後、5年以内に対象世帯の構成員が転出した場合は、補助金の返還対象となりますか？

A 4 世帯全員が転出する場合や、申請者又はその配偶者いずれかが同居する子とともに転出した場合などには返還の対象となります。
市が毎年、住民登録の状況を調査し、居住実態の有無を確認します。

Q 5 所得基準はありますか？

A 5 所得基準はありませんが、市税に滞納がないことが条件です。

Q 6 現在、補助対象者が単身赴任で遠方におり、住民基本台帳の上では別世帯です。他の条件は満たしていますが、対象ですか？

A 6 対象となる場合があります。赴任命令等にて、事実上の世帯であることを確認させていただきます。

Q 7 独身ですが、子供と同居するための家を新築予定です。対象となりますか？

A 7 申請者の15歳未満の子どもと同居している場合は対象となります。

Q 8 取得した住宅の売買契約が3月1日、所有権移転登記が3月20日、新居に入居するため、住民登録（転入）する日が4月1日だった場合、対象となりますか？

A 8 実績報告書の提出期限は、取得した住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記が完了した日の翌日から起算して新築住宅の場合は30日を、中古住宅の場合は90日を経過する日又は当該年度の3月31日までとなります。このため、設問のケースでは対象となりません。

《住居に関すること》

Q 9 共同住宅（マンション）、店舗兼住宅は対象ですか？

A 9 共同住宅（マンション）は、購入した場合にのみ対象となります。また、店舗兼住宅は、総床面積の1/2以上が居住の用に供される場合のみ対象となります。

Q10 賃貸住宅や増築は対象となりますか？

A10 いずれも対象外です。

Q11 補助対象となる住宅の名義を夫婦共有名義にしようと思いますが、申請することはできますか？

A11 夫婦共有名義でも対象となります。ただし、共有者のいずれか1人が補助対象者となります。

Q12 市内に住む親の家をリフォームし、所有権を変更（名義を申請者とする）した上で同居しようと考えていますが、対象となりますか？

A12 リフォームの場合、対象となりません。

Q13 中古住宅の取得に際し、取得価格が基本補助額に満たない場合は、この取得価格が補助金額になるようですが、空き家バンクを利用した場合の加算はありますか？

A13 取得価格が補助額に満たない場合は、取得価格が補助金額となります。
例えば、居住誘導区域内にある中古住宅を空き家バンクを利用して購入した場合、35万円（25万円＋10万円）の計算となりますが、取得価格が30万円であった場合、補助額は30万円となります。

Q14 中古住宅の購入を考えていますが、耐震診断は必要ですか？

A14 空き家バンクに登録している物件を含む中古住宅については、昭和56年5月31日以前に工事着手された物件については耐震診断を行ってください。
なお、市では木造住宅耐震改修補助制度や木造住宅耐震診断補助制度を用意しておりますので、活用してください。耐震診断の結果に応じて、必要な耐震改修工事を行ってください。

《その他》

Q15 申請期間はいつからいつまでですか？

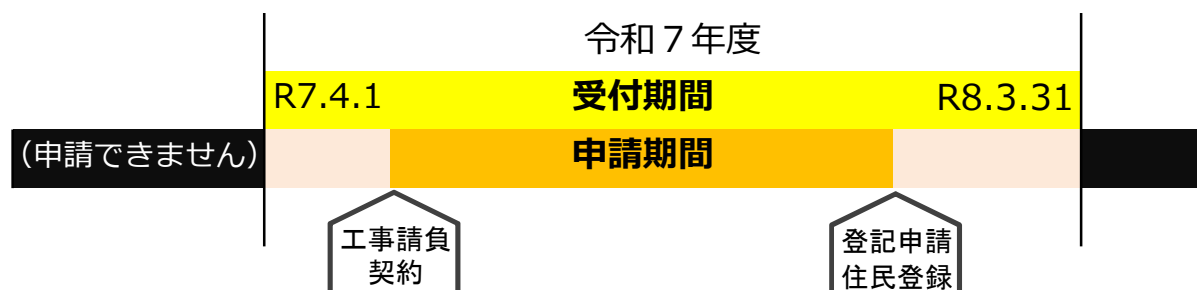
A15 4月1日から申請を受け付けます。
令和7年4月1日以降の工事請負契約又は売買契約が対象です。
実績報告書の提出期限は、取得した住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は令和8年3月31日までとなっているので、注意してください。
なお、交付決定金額が当該年度の予算額に達した時点で、受付を終了しますので、予めご了承ください。

Q16 完了報告にも世帯全員の住民票の写しの添付が必要ですか？

A16 本補助事業の対象者の要件が事業後においても満たされているか確認しますので、実績報告書に転居後の世帯全員の住民票の写しを添付してください。

Q17 申請のタイミングはいつから可能ですか？

A17 令和7年4月1日以降に行った工事請負契約又は売買契約の完了後で、取得した住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記、及び、住民登録（転入）が完了する前に申請してください。



Q18 補助金の交付を受けた場合、税金は掛かりますか？

A18 所得税法上「一時所得」として扱われ、所得税の課税対象となります。一時所得については、50万円の特別控除があり、50万円を超える場合には、その超える部分の1/2が課税対象となります。詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください。※なお、住民税や国民健康保険税等についても、課税対象となります。

Q19 確定申告で住宅借入金等特別控除を受ける場合、住宅取得等の額から補助金の額を控除する必要がありますか？

A19 控除する必要があります。詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください。

Q20 補助金の返還を求められることはありますか？

A20 補助金交付後5年を経過する前の転居や転出など、日高市子育てファミリーウエルカム事業補助金交付要綱や法令の規定に違反した場合、補助金の返還を求められます。

Q21 補助金を現金で受け取ることはできますか？

A21 できません。補助対象者名義のご指定口座へ振込となります。

Q22 補助金は事業完了前に交付（概算払い）されますか？

A22 精算払いです。事業完了後の実績報告に基づき、補助金を交付します。